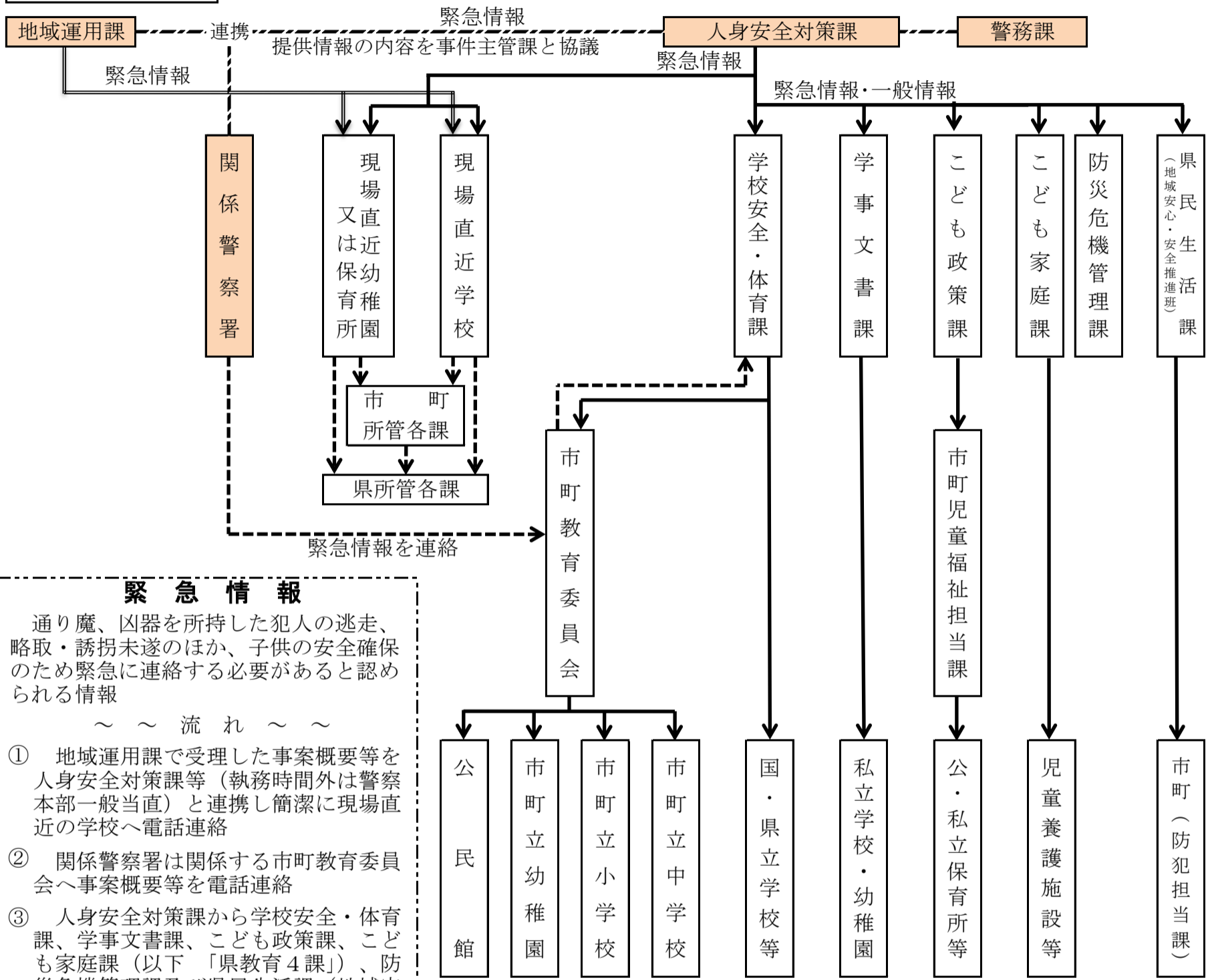


学校等に対する緊急通報システム

本制度は、子供が被害に遭った事件や子供が被害に遭うおそれのある事件等、警察で扱う情報を教育機関等に連絡することで、教育機関等が行う子供の安全対策の推進に資するもので、情報の内容（緊急性）に応じて「緊急情報」と「一般情報」に区分して運用する。

執務時間中



緊急情報

通り魔、凶器を所持した犯人の逃走、略取・誘拐未遂のほか、子供の安全確保のため緊急に連絡する必要があると認められる情報

～～流れ～～

- ① 地域運用課で受理した事案概要等を人身安全対策課等（執務時間外は警察本部一般当直）と連携し簡潔に現場直近の学校へ電話連絡
- ② 関係警察署は関係する市町教育委員会へ事案概要等を電話連絡
- ③ 人身安全対策課から学校安全・体育課、学事文書課、こども政策課、こども家庭課（以下「県教育4課」）、防災危機管理課及び県民生活課（地域安心・安全推進班）へ電話連絡（追加情報はメール送信または電話連絡）
- ④ 連絡を受けた県教育4課は、市町教委や学校等に連絡
- ⑤ 学校等は、警戒等の措置を実施

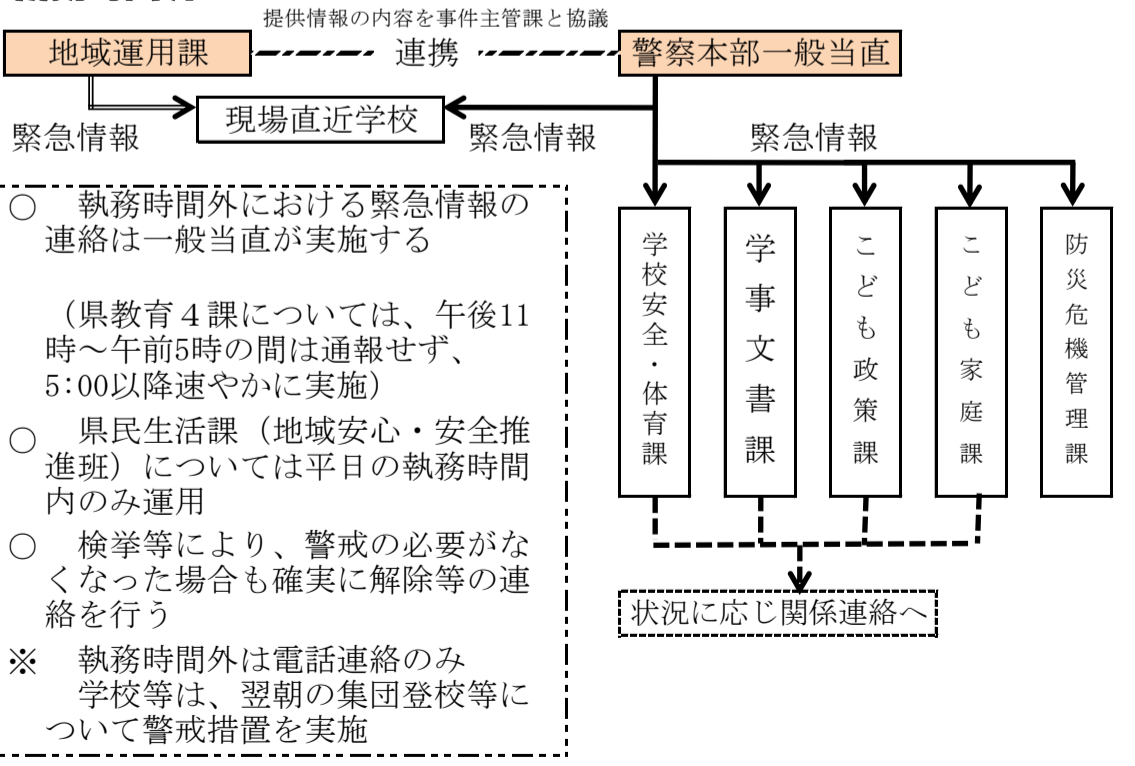
一般情報

子供に対する声かけや不審者情報、子供被害の事件情報、被害防止のための注意点や指導事項など、子供や保護者の安全意識を高める様々な情報

～～流れ～～

- ① 人身安全対策課から県教育4課及び防災危機管理課、県民生活課（地域安心・安全推進班）に対しメール送信（電話連絡はしない）
- ② 県教育4課及び県民生活課（地域安心・安全推進班）は、内容に応じて必要と認める学校等、市町防犯担当課に連絡（転送）
- ③ 学校等は、指導等の資料として活用

執務時間外



- 執務時間外における緊急情報の連絡は一般当直が実施する

（県教育4課については、午後11時～午前5時の間は通報せず、5:00以降速やかに実施）

- 県民生活課（地域安心・安全推進班）については平日の執務時間内のみ運用
- 検挙等により、警戒の必要がなくなった場合も確実に解除等の連絡を行う

※ 執務時間外は電話連絡のみ
学校等は、翌朝の集団登校等について警戒措置を実施